

岩手県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条の規定による講習を次のとおり行う。

平成19年3月9日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

1 講習に係る警備業務の区分、日時及び場所

警備業務の区分	日時	場所
法第2条第1項第1号に掲げる警備業務	平成19年4月23日(月)から同月25日(水)まで。各日とも、午前9時から午後5時まで	岩手県盛岡市清水町14番12号 盛岡商工会議所会館
法第2条第1項第2号に掲げる警備業務	平成19年4月26日(木)及び同月27日(金)。各日とも、午前9時から午後5時まで	岩手県盛岡市清水町14番12号 盛岡商工会議所会館
法第2条第1項第3号に掲げる警備業務	平成19年5月1日(火)及び同月2日(水)。各日とも、午前9時から午後5時まで	岩手県盛岡市清水町14番12号 盛岡商工会議所会館

2 講習定員 次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める人数とする。ただし、定員に達した場合は、申込みを打ち切る。

- (1) 法第2条第1項第1号に掲げる警備業務 55人
- (2) 法第2条第1項第2号に掲げる警備業務 50人
- (3) 法第2条第1項第3号に掲げる警備業務 40人

3 受講対象者 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者のうち、講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者又は選任予定の者とする。

4 受講手続

- (1) 受付期間 各講習とも、平成19年3月28日(水)から同年4月3日(火)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分までの間
- (2) 受付場所 岩手県内の警察署
- (3) 提出書類
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもの）をはること。）
 - イ 旧資格者証の写し
 - ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

5 受講手数料 次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、岩手県収入証紙により納付すること。

- (1) 法第2条第1項第1号に掲げる警備業務 23,000円
- (2) 法第2条第1項第2号及び第3号に掲げる警備業務 14,000円

6 講習業務の委託 本講習は、社団法人岩手県警備業協会に委託して実施する。

7 その他

- (1) 各講習とも、初日は、午前8時40分までに集合すること。
- (2) 講習には、筆記用具及び印鑑を持参すること。
- (3) 各講習とも、最終日に、筆記の方法による修了考査を行う。
- (4) 講習の詳細については、岩手県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署に問い合わせること。